

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、株式会社金沢商業活性化センター発行の「5タウンズパーキングネット」は、令和7年1月26日(日)をもちまして、ご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

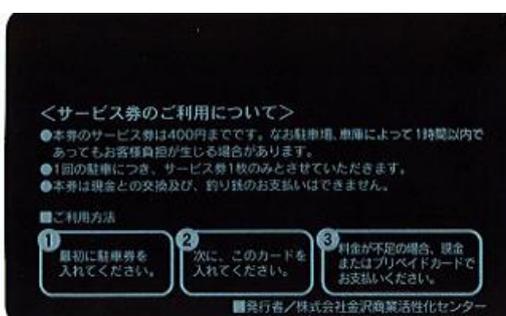
未使用の「5タウンズパーキングネット」をお持ちのおお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻しの申出期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払い戻しを行う前払式支払手段の種類

5タウンズパーキングネット

(表面)

(裏面)



2. ご利用終了日

令和7年1月26日(日)まで

3. 払戻しの申出期間

令和7年1月27日(月)～令和7年3月31日(月)

受付時間は、午前10時～午後5時まで(土、日、祝日は除く)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

お電話又はメールで事前に連絡の上、株式会社金沢商業活性化センター事務所に未使用の5タウンズパーキングネットを持参し、申出書を記入してください。

①現金での払戻し

②金沢まちなかパーキングネット400円券と等価交換
(即日①、②によって、払い戻し又は交換)

5. 問い合わせ先

株式会社金沢商業活性化センター事務所

〒920-0864 石川県金沢市高岡町9番1号

電話 076-224-8112 <https://www.machip.com/>

メール tmo@kanazawa-tmo.co.jp